

日本語教育関係の閣議決定等（抜粋）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）

（令和元年 12 月 20 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

2. 生活者としての外国人に対する支援

（3）円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

【現状認識・課題】

外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号 85》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

（平成 30 年 12 月 25 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）（抜粋）

II 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

（3）円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

【具体的施策】

- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号 53》

○規制改革実施計画 (令和元年 6 月 21 日 閣議決定)

II 分野別実施事項

4. 保育・雇用分野

(5) 日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	地方自治体支援 (就労のための日本語教育)	c 文部科学省は未来を見据え、その体制を強化し、在留する外国人が生活する全ての地方自治体が、地域の実情を踏まえて積極的に関わっていけるよう、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の改善・充実を図り、その活用を促進し、地域社会における日本語教育の重要性を周知する。 d 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の実施地域における成果を踏まえて優良事例を活用するための策を講ずる。	c, d : 令和 2 年度、できるだけ早期に措置	c, d: 文部科学省
9	教育に関わる人材(担い手)の育成・確保	a 「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」を更に展開し、就労者に対する日本語教師のための研修カリキュラムの一層の普及に努め、その効果を検証する。	a: 令和 2 年度措置	a: 文部科学省
10	教育内容の質の確保	a 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準(日本版 C E F R)のうち共通参照レベルと能力記述を策定する。	a: 令和 3 年度措置	a: 文部科学省

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第 48 号)

(令和元年 6 月 28 日公布, 施行)(抜粋)

(第 22 条) 教育課程の編成に係る指針の策定等

国は、日本語教育を受ける者の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、教育課程の編成に係る指針の策定、指導方法及び教材の開発及び普及並びにその支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第 23 条) 日本語能力の評価

国は、日本語教育を受ける者の日本語能力を適切に評価することができるよう、日本語能力の評価方法の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。